

定 款

公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センター

公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、放射性廃棄物の処理、処分等に関する調査、研究、開発及びその成果等の普及並びに法律に基づく資金管理業務の実施を通じて、放射性廃棄物の安全かつ合理的な処理、処分等を推進することにより、原子力利用に係る環境の整備の促進を図り、我が国原子力開発の進歩発展と国民的合意形成の増進に資し、もってエネルギーの安定供給の確保並びに学術及び科学技術の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 放射性廃棄物の処理、処分等に関する調査、研究及び開発
- 二 放射性廃棄物の処理、処分等に関する資料・情報の収集及び提供
- 三 放射性廃棄物の処理、処分等に関する内外関係機関等との交流及び協力
- 四 前各号に掲げる事業に係る成果等の普及
- 五 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（以下「最終処分法」という。）第75条第1項各号に掲げる業務（以下「最終処分資金管理業務」という。）
- 六 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。ただし、第5号の事業は、本邦において行うものとする。

(規律)

第5条 この法人は、前条第1項各号に掲げる事業の公正かつ適正な実施を通じて、積極的に不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するとともに、公益法人としての社会的責任が全うされるように努めるものとする。

第3章 資産及び会計

(資産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産、運用財産及び最終処分積立金とする。

(基本財産)

第7条 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

- 一 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（次号及び第3号において「公益法人への移行の日」という。）の前に財産目録に基本財産として表示された財産
 - 二 公益法人への移行の日以後に基本財産として寄附を受けた財産
 - 三 公益法人への移行の日以後に理事会及び評議員会の承認を受けて基本財産に繰り入れられた財産
- 2 基本財産は、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、基本財産の一部を処分しようとするとき又は基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(運用財産)

第8条 運用財産は、基本財産及び最終処分積立金以外の財産とする。

- 2 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(最終処分積立金)

第9条 最終処分積立金は、最終処分法第58条第1項に規定する最終処分積立金（その利息を含む。）とする。

- 2 最終処分積立金は、最終処分法第79条第1項の規定に基づき運用しなければならない。
- 3 最終処分積立金は、最終処分法第59条の規定による最終処分積立金の取戻し又は最終処分法第83条第3項の規定による最終処分積立金の引渡しを除き、これを処分してはならない。

第10条 削除

(事業年度)

第11条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第12条** この法人の事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経た上、評議員会の承認を受けた後、内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 2 最終処分資金管理業務に関する事業計画書及び収支予算書については、最終処分法第77条第1項前段の規定により毎事業年度開始前に経済産業大臣に提出し、その認可を受けなければならない。
- 3 事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を変更しようとするときは、理事会の決議を経た上、評議員会の承認を受けなければならない。
- 4 最終処分資金管理業務に関する事業計画書及び収支予算書の変更については、最終処分法第77条第1項後段の規定により、経済産業大臣の認可を受けなければならない。
- 5 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第13条** この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に報告しなければならない。
- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 貸借対照表
- 四 正味財産増減計算書
- 五 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 六 財産目録
- 七 キャッシュ・フロー計算書
- 2 前項第3号から第7号までの書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、前項中、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項各号に掲げる書類及び次の書類については、毎事業年度経過後3箇月以内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 一 理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿
- 二 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類
- 三 監査報告
- 四 会計監査報告
- 五 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記

載した書類

- 六 前号に掲げる書類に記載された事項及び数値の計算の明細
 - 七 滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書
 - 八 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が必要と認める書類
- 4 この法人は、最終処分法第77条第2項の規定により、最終処分資金管理業務に関する事業報告書及び収支決算書を毎事業年度終了後3月以内に貸借対照表を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。
- 5 第1項第3号及び第4号の書類については、定時評議員会の終結後遅滞なく、第60条に定める方法により、公告するものとする。
- 6 第1項各号及び第3項第1号から第5号までに掲げる書類は、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

- 第14条** 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第5号の書類に記載するものとする。

(特別会計)

- 第15条** この法人は、事業の遂行上必要があるときは、理事会の決議によって特別会計を設けることができる。
- 2 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。
- 3 最終処分資金管理業務に係る経理は、最終処分法第79条第2項の規定により、第1項に定める特別会計とし、最終処分積立金を積み立てた原子力発電環境整備機構ごとに、それぞれ最終処分法第11条第1項の拠出金に係る最終処分積立金に係る勘定及び最終処分法第11条の2第1項の拠出金に係る最終処分積立金に係る勘定を設けて整理しなければならない。

(最終処分資金管理業務の帳簿)

- 第16条** この法人は、最終処分法第80条の規定に基づき、最終処分資金管理業務に関し帳簿を備え、経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第4章 評議員

(評議員)

- 第17条** この法人に、評議員8人以上12人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第18条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - 一 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
 - 二 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
 - ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - (1) 国の機関
 - (2) 地方公共団体
 - (3) 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - (4) 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - (5) 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - (6) 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)
- 3 評議員のうちには、理事のいずれか1人と親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員のうちいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

4 評議員は、理事又は職員（第62条に規定する職員をいう。以下同じ。）を兼ねることができない。

（任期）

第19条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第20条 評議員に対して、1事業年度の総額が200万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給する。

第5章 評議員会

（構成）

第21条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第22条 評議員会は、次の事項について決議する。

- 一 理事及び監事並びに会計監査人の選任及び解任
- 二 理事及び監事に対する報酬等の支給の基準
- 三 評議員に対する報酬等の支給の基準
- 四 定款の変更
- 五 基本財産の処分又は除外の承認
- 六 事業の全部の譲渡
- 七 合併
- 八 残余財産の処分
- 九 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第23条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第24条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - 一 評議員会の日時及び場所
 - 二 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項
 - 三 評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）の概要（議案が確定していない場合にあっては、その旨）
- 4 評議員会の招集は、評議員会の日の5日前までに、書面でその通知を発しなければならない。
- 5 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得て、電磁的方法（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第14条第2項第4号に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により通知を発することができる。この場合において、理事長は、同項の書面による通知を発したものとみなす。
- 6 前2項の通知には、第3項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。
- 7 理事長は、定時評議員会の招集の通知に際して、評議員に対し、理事会の承認を受けた貸借対照表、正味財産増減計算書及び事業報告並びに監査報告及び会計監査報告を提供しなければならない。
- 8 第4項から前項までの規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(評議員提案権)

第25条 評議員は、理事長に対し、一定の事項を評議員会の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の4週間前までにしなければならない。

- 2 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の10分の1以上の賛成を得られなかった日から3年を経過していない場合は、この限りでない。
- 3 評議員は、理事長に対し、評議員会の日の4週間前までに、評議員会の目的である事項につき当該評議員が提出しようとする議案の要領を前条第4項又は第5項の通知に記載し、又は記録して評議員に通知することを請求することができる。ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の10分の1以上の賛成を得られなかった日から3年を

経過していない場合には、適用しない。

(議長)

第26条 評議員会に議長を置き、評議員の互選によってこれを定める。

- 2 議長は、会務を総理する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する評議員がその職務を代理する。

(決議)

第27条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - 一 監事の解任
 - 二 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - 三 定款の変更
 - 四 基本財産の処分又は除外の承認
 - 五 その他法令で定められた事項
- 3 評議員会は、第24条第3項第2号に掲げる事項以外の事項については、決議をすることができない。ただし、第29条第1項若しくは第2項に規定する者の選任又は第40条第5項の会計監査人の出席を求めることについては、この限りでない。
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第33条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(理事等の説明義務)

第28条 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として法令で定める場合は、この限りでない。

(評議員会に提出された資料等の調査)

第29条 評議員会においては、その決議によって、理事、監事及び会計監査人が当該評議員会に提出し、又は提供した資料を調査する者を選任することができる。

- 2 第24条第2項の規定により招集された評議員会においては、その決議によって、この法人の業務及び財産の状況を調査する者を選任することができる。

(議事録)

- 第30条** 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長及び出席した評議員のうちから評議員会において選任された議事録署名人2人以上が記名押印する。
 - 3 議事録は、主たる事務所に評議員会の日から10年間備え置くものとする。

(評議員会の決議の省略)

- 第31条** 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録(法人法第10条第2項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。
- 2 前項の書面又は電磁的記録は、主たる事務所に前項の規定により評議員会の決議があったものとみなされた日から10年間備え置くものとする。
 - 3 第1項の規定により定時評議員会の目的である事項のすべてについての提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該定時評議員会が終了したものとみなす。

(評議員会への報告の省略)

- 第32条** 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

第6章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人の設置)

- 第33条** この法人に、次の役員を置く。
- 一 理事 8人以上12人以内
 - 二 監事 2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長、1人を専務理事とし、1人を常務理事とすることができる。
 - 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事並びに前項の規定により定められた理事以外の常勤である理事(以下「常勤の理事」という。)をもって法人法第197条において準用する第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
 - 4 この法人に会計監査人を1人置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第34条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、専務理事、常務理事及び常勤の理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びに職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 5 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 最終処分資金管理業務に係る指定を行った省の出身者と指定に係る事業に関わる業界の関係者の合計が、役員現在数の2分の1を超えてはならない。

(監事の選任に関する監事の同意等)

第35条 理事長は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事全員の同意を得なければならない。

- 2 監事は、理事長に対し、監事の選任を評議員会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

(会計監査人の選任に関する監事の同意等)

第36条 理事長は、次に掲げる行為をするには、監事全員の同意を得なければならない。

- 一 会計監査人の選任に関する議案を評議員会に提出すること。
 - 二 会計監査人の解任を評議員会の目的とすること。
 - 三 会計監査人を再任しないことを評議員会の目的とすること。
- 2 監事は、理事長に対し、次に掲げる行為をするを請求することができる。
 - 一 会計監査人の選任に関する議案を評議員会に提出すること。
 - 二 会計監査人の選任又は解任を評議員会の目的とすること。
 - 三 会計監査人を再任しないことを評議員会の目的とすること。

(監事等の選任等についての意見の陳述)

第37条 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

- 2 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べるることができる。

- 3 理事長は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。
- 4 会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができる。
- 5 会計監査人を辞任した者及び第42条第5項の規定により会計監査人を解任された者は、解任後又は辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由又は解任についての意見を述べることができる。
- 6 第3項の規定は、前項の者について準用する。

(理事の職務及び権限)

第38条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長の業務執行（代表権の行使に該当しない業務執行に限る。次項において同じ。）に係る職務を代行する。
- 4 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐し、この法人の業務を執行する。理事長及び専務理事に事故があるとき又は理事長及び専務理事が欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- 5 常勤の理事は、理事長、専務理事及び常務理事を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 6 理事長、専務理事、常務理事及び常勤の理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(監事の職務及び権限)

第39条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。
- 4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 5 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不

当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

- 6 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。
- 7 前条第2項の規定にかかわらず、この法人が理事（理事であった者を含む。以下この項において同じ。）に対し、又は理事がこの法人に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、監事がこの法人を代表する。

（会計監査人の職務及び権限）

第40条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書並びに財産目録及びキャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - 一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - 二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの
- 3 会計監査人は、その職務を行うに際して理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監事に報告しなければならない。
- 4 第1項に規定する書類が法令又は定款に適合するかどうかについて会計監査人が監事と意見を異にするときは、会計監査人（会計監査人が監査法人である場合にあっては、その職務を行うべき社員。次項において同じ。）は、定時評議員会に出席して意見を述べることができる。
- 5 定時評議員会において会計監査人の出席を求める決議があったときは、会計監査人は、定時評議員会に出席して意見を述べなければならない。

（役員及び会計監査人の任期）

- 第41条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第33条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又

は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

- 5 理事長が欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選定された者が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。
- 6 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。
- 7 会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行う者を選任するものとする。

(役員及び会計監査人の解任)

第42条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 前項第1号の規定により解任する場合は、当該理事又は監事にあらかじめ通知するとともに、解任の決議を行う評議員会において、当該理事又は監事に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 この法人は、最終処分法第81条の規定により、経済産業大臣から役員解任命令があったときは、当該役員を解任しなければならない。
- 4 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - 二 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - 三 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 5 監事は、会計監査人が、前項第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(報酬等)

第43条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給する。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事全員の同意を得て、理事会において定める。

(取引の制限)

第44条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、当該取引

について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- 一 理事が自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - 二 理事が自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - 三 この法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間においてするこの法人と当該理事との利益が相反する取引
- 2 前項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第7章 理事会

(構成)

第45条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

- 2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(権限)

第46条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 この法人の業務執行の決定
 - 二 理事の職務の執行の監督
 - 三 理事長、専務理事、常務理事及び常勤の理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- 一 重要な財産の処分及び譲受け
 - 二 多額の借財
 - 三 重要な職員の選任及び解任
 - 四 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - 五 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
 - 六 第52条第1項の規定による役員等の責任の免除
- 3 この法人が保有する株式について、その株式の発行会社に対して株主等としての権利を行使する場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において理事総数の3分の2以上の承認を要する。
- 一 配当の受領
 - 二 無償新株式
 - 三 株主配当増資への応募
 - 四 株主宛配付資料の受領

(招集)

第47条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、専務理事又は常務理事が理事会を招集する。
- 3 前2項の規定により定められた理事（以下この項及び次項において「招集権者」という。）以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。この場合において、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられないときは、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
- 4 監事は、第39条第4項に規定する場合において、必要があると認めるときは、招集権者に対し、理事会の招集を請求することができる。この場合において、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。
- 5 理事会の招集は、日時、場所及び会議の目的たる事項を示した書面又は電磁的方法をもって、理事会の日の5日前までに、その通知を発しなければならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の経路を経ることなく開催することができる。

(議長)

第48条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長に事故があるときは、出席理事の互選により議長を定める。

(決議)

- 第49条** 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第50条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、出席した理事長及び監事が記名押印する。
- 3 議事録又は前条第2項の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記

録は、主たる事務所に理事会の日（前条第2項の規定により理事会の決議があったものとみなされた日を含む。）から10年間備え置くものとする。

（理事会への報告の省略）

- 第51条** 理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第38条第6項の規定による報告については、適用しない。

第8章 役員等の損害賠償責任

（役員等の責任の免除）

- 第52条** 法人法第198条において準用する第111条第1項に規定する理事、監事又は会計監査人（以下この条において「役員等」という。）の損害賠償責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法人法第198条において準用する第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。
- 2 前項の規定に基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を理事会に提出する場合には、監事全員の同意を得なければならない。
- 3 第1項の規定により役員等の責任を免除する旨の理事会の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、法人法第198条において準用する第113条第2項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には一定の期間内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。ただし、当該期間は、1箇月を下ることができない。
- 4 総評議員の10分の1以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第1項の規定による免除をしてはならない。
- 5 第1項の規定により責任を免除した場合において、この法人が当該免除後に同項の役員等に対し退職慰労金その他の法令で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の承認を受けなければならない。

第9章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

- 第53条** この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。ただし、第58条の規定については、これを変更することができない。
- 2 前項本文の規定は、第3条、第4条及び第18条についても適用する。

(変更の認定)

第54条 この法人は、次に掲げる変更をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。ただし、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第7条に掲げる軽微な変更（次条において単に「軽微な変更」という。）については、この限りでない。

- 一 公益目的事業を行う都道府県の区域又は主たる事務所若しくは従たる事務所の所在場所の変更（従たる事務所の新設又は廃止を含む。）
- 二 公益目的事業の種類又は内容の変更

(変更の届出)

第55条 この法人は、次に掲げる変更（合併に伴うものを除く。）があったときは、遅滞なく（法人法第303条の規定により、変更の登記を要する事項については、登記後遅滞なく）、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 一 名称又は代表者の氏名の変更
- 二 軽微な変更
- 三 定款の変更（前条各号及び前2号に掲げる変更に係るものを除く。）
- 四 理事（代表者を除く。）、監事若しくは評議員又は会計監査人の氏名若しくは名称の変更
- 五 理事、監事又は評議員に対する報酬等の支給の基準の変更
- 六 事業を行うに当たり法令上必要となる行政機関の許認可等の変更

第56条 この法人は、名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、最終処分法第75条第3項の規定により、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(解散)

第57条 この法人は、法人法第202条に規定する事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第58条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、理事会及び評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第59条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、理事会及び評議員会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第60条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 賛助会員

(賛助会員)

第61条 この法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとするものを賛助会員とする。

- 2 賛助会員は、理事会の定めるところにより、この法人の事業活動に参加することができる。
- 3 賛助会員は、理事会の定めるところにより賛助会費を納入しなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、賛助会員及び賛助会費に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第12章 雑則

(事務局)

第62条 この法人に、事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 職員は、理事長が任免する。ただし、重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

(資金管理業務規程)

第63条 この法人は、最終処分資金管理業務に関する資金管理業務規程を変更しようとするときは、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けた後、最終処分法第76条第1項後段の規定により、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

（最終処分資金管理業務の休廃止）

第64条 この法人は、最終処分資金管理業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けた後、最終処分法第78条の規定により、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

（定款の備置き及び閲覧）

第65条 この定款は、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（実施細則）

第66条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則（平成22年2月1日）

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第11条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
秋元勇巳、浅野晴彦、兒島伊佐美、小島圭二、高橋厚男、田中知、朽山修、服部拓也、森本浩志、山路亨
- 4 この法人の移行後最初の理事は、次に掲げる者とする。
井上毅、並木育朗、古賀洋一、宮崎洋三、石樽頭吉、岡崎俊雄、鳥井弘之、成合英樹、堀井秀之、森本宜久
- 5 この法人の移行後最初の監事は、次に掲げる者とする。
市田行則、早野敏美
- 6 この法人の最初の会計監査人はあずさ監査法人とする。
- 7 この法人の最初の代表理事（理事長）は井上毅、最初の業務執行理事は並木育朗（専務理事）、古賀洋一（常務理事）及び宮崎洋三（常勤の理事）とする。

附 則

この定款は、平成22年3月11日から施行する。

附 則

この定款は、平成29年3月16日から施行する。